

日雇特例被保険者の方の保険料額（平成 21 年 4 月分～）

介護保険第 2 号被保険者である日雇特例被保険者の方

標準賃金日額		賃金日額	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
等級	日額				
第 1 級	3,000 円	円以上 円未満 ～ 3,500	360 円	140 円	220 円
第 2 級	4,400 円	3,500～ 5,000	530 円	205 円	325 円
第 3 級	5,750 円	5,000～ 6,500	690 円	265 円	425 円
第 4 級	7,250 円	6,500～ 8,000	890 円	340 円	550 円
第 5 級	8,750 円	8,000～ 9,500	1,070 円	410 円	660 円
第 6 級	10,750 円	9,500～ 12,000	1,310 円	500 円	810 円
第 7 級	13,250 円	12,000～ 14,500	1,620 円	620 円	1,000 円
第 8 級	15,750 円	14,500～ 17,000	1,920 円	735 円	1,185 円
第 9 級	18,250 円	17,000～ 19,500	2,240 円	855 円	1,385 円
第 10 級	21,250 円	19,500～ 23,000	2,600 円	995 円	1,605 円
第 11 級	24,750 円	23,000～	3,040 円	1,160 円	1,880 円

上記に掲げる者以外の日雇特例被保険者の方

標準賃金日額		賃金日額	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
等級	日額				
第 1 級	3,000 円	円以上 円未満 ～ 3,500	310 円	120 円	190 円
第 2 級	4,400 円	3,500～ 5,000	470 円	180 円	290 円
第 3 級	5,750 円	5,000～ 6,500	610 円	235 円	375 円
第 4 級	7,250 円	6,500～ 8,000	770 円	295 円	475 円
第 5 級	8,750 円	8,000～ 9,500	930 円	355 円	575 円
第 6 級	10,750 円	9,500～ 12,000	1,150 円	440 円	710 円
第 7 級	13,250 円	12,000～ 14,500	1,410 円	540 円	870 円
第 8 級	15,750 円	14,500～ 17,000	1,690 円	645 円	1,045 円
第 9 級	18,250 円	17,000～ 19,500	1,950 円	745 円	1,205 円
第 10 級	21,250 円	19,500～ 23,000	2,280 円	870 円	1,410 円
第 11 級	24,750 円	23,000～	2,640 円	1,010 円	1,630 円